

裁判所 平成15年度省庁別財務書類

留意事項

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成されております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を十分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目 次

	頁
1 裁判所の業務等の概要	
(1) 裁判所の所掌する業務の概要	1
(2) 組織及び定員	2
(3) 歳入歳出決算の概要	3
2 省庁別財務書類	
(1) 貸借対照表	4
(2) 業務費用計算書	5
(3) 資産・負債差額増減計算書	6
(4) 区分別収支計算書	7
(5) 注記	8
(6) 附属明細書	12
(7) 参考情報	16

裁判所の所掌する業務の概要

1 裁判所の役割

毎日の社会生活は、国民の代表者によって作られる法律や個人の間での取り決めである契約などのルールに従って営まれています。このルールが守られないことによって生じる紛争を公平適正に解決する役割を果たしているのが裁判所です。

2 裁判所の組織

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。また、裁判所の所管する組織としては、このほかに検察審査会があります。

ア 最高裁判所（東京）

最上級、最終の裁判所で、主として、高等裁判所の裁判に対する不服申立（上告、特別抗告）を取り扱います。法律や政令等が合憲か違憲かについて最終的に判断を下す裁判所でもあります。

イ 高等裁判所（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立（控訴、抗告）などを取り扱います。

ウ 地方裁判所（各都道府県庁所在地の外、函館、旭川及び釧路）

民事事件、刑事事件及び行政事件のほとんどすべての訴訟事件の第一審の裁判などを取り扱います。

エ 家庭裁判所（各都道府県庁所在地の外、函館、旭川及び釧路）

家事事件（離婚や遺産分割事件などの家庭や親族に関する事件）及び少年事件（未成年者が犯罪を犯した場合などの事件）などを取り扱います。

オ 簡易裁判所

比較的少額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件の裁判を取り扱うほか、民事調停も取り扱います。

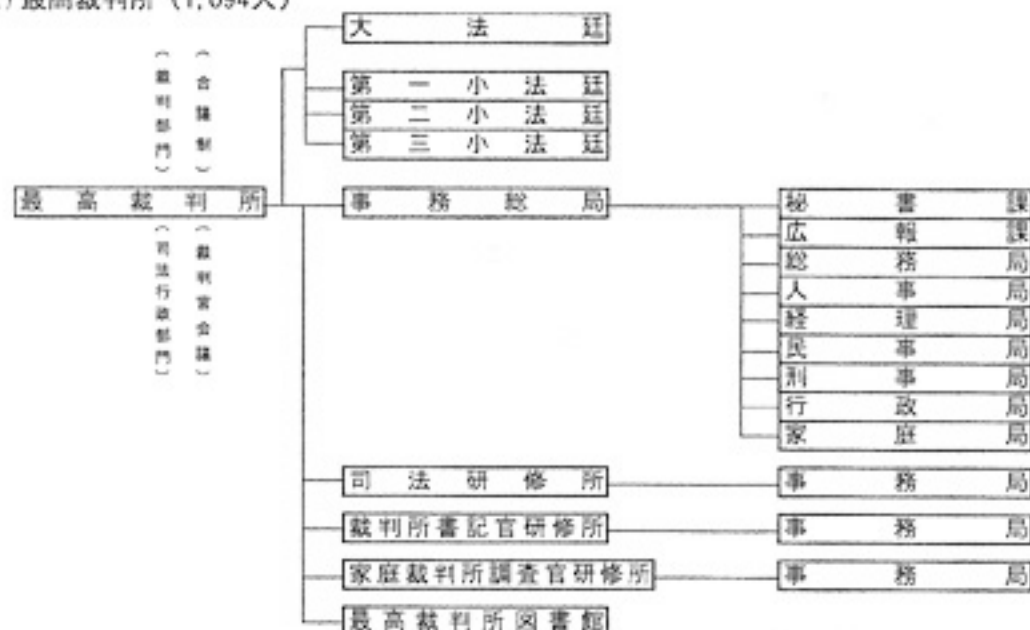
カ 検察審査会

検察官の不起訴処分の当否などについて、有権者の中からくじで選ばれた11人の審査員が審査するところです。

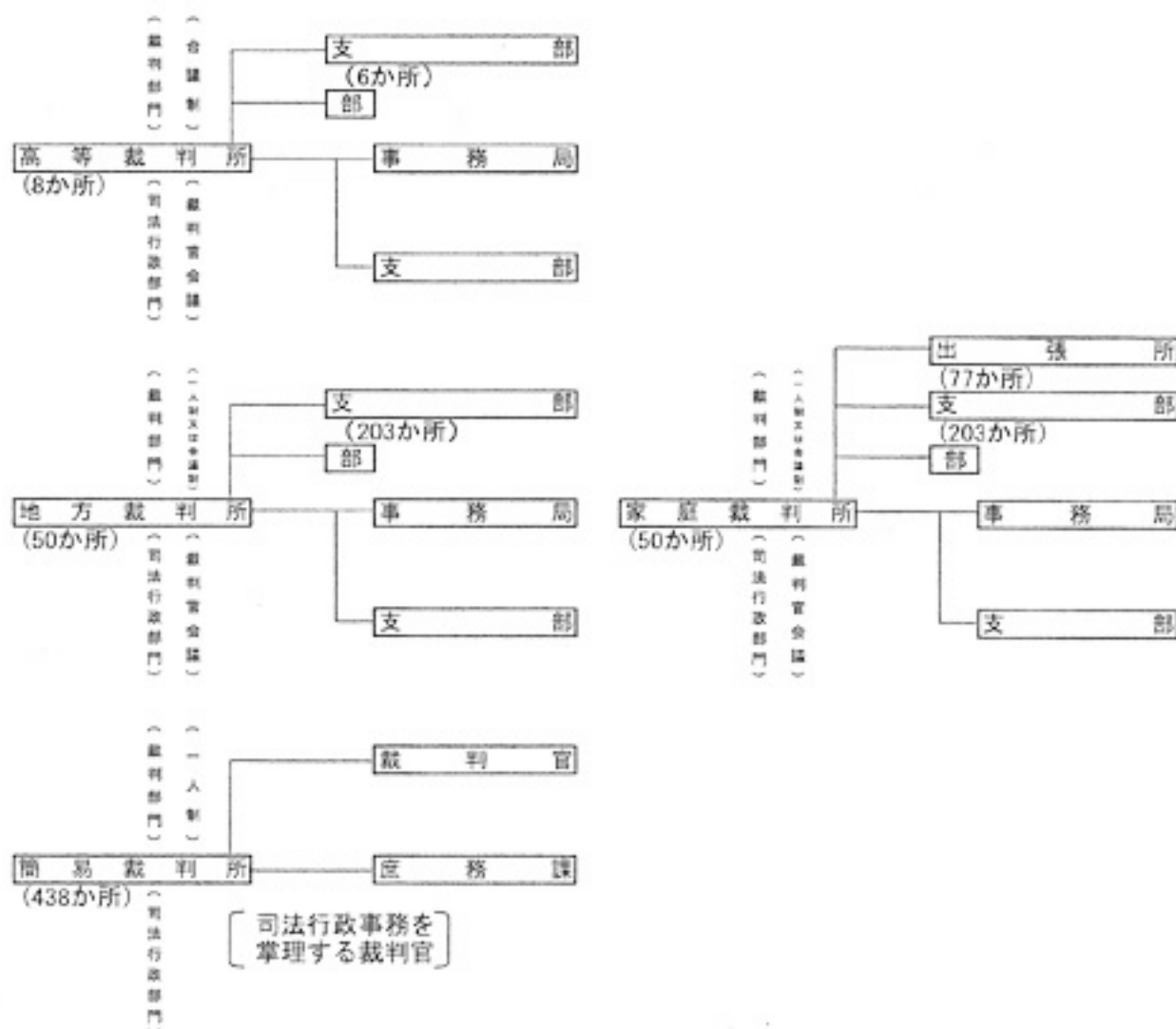
これらの組織は、大別すると、各種事件の裁判等を担当する裁判部門（検察審査会の場合は審査部門）と人や設備などの面で裁判部門を支援する司法行政部門（総務課、人事課、会計課、資料課等の事務局など）に分けられます。

組織及び定員

(1) 最高裁判所 (1,094人)



(2) 下級裁判所 (23,101人)



(3) 検察審査会 (1,007人)



歳入歳出決算の概要

(単位:百万円)

【 歳 入 】	15,730	【 歳 出 】	314,944
雑収入	15,730	『支出済歳出額』	
		裁判所所管合計	314,944
		(組織) 裁判所	309,082
		(項) 最高裁判所	77,782
		(項) 下級裁判所	193,892
		(項) 裁判費	22,523
		(項) 裁判所施設費	14,181
		(項) 改革推進公共投資 事業清算金	5
		(項) 公務員宿舍施設費	96
		(項) 改革推進公共投資 裁判所施設費	600
		(組織) 検察審査会	5,861
		(項) 検察審査会	5,861

貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

前会計年度 (平成15年3月31日)		本会計年度 (平成16年3月31日)		前会計年度 (平成15年3月31日)		本会計年度 (平成16年3月31日)	
<資産の部>				<負債の部>			
現金・預金	187,038	187,505	未払金	38	36		
未収金	411	521	保管金等	187,038	187,505		
前払費用	12	4	賞与引当金	10,710	15,874		
その他の債権等			退職給付引当金	372,332	362,966		
特定国有財産整備特別会計 への前渡不動産	6,266	193	その他の債務等				
貸倒引当金	△ 30	△ 51	特定国有財産整備特別会計 への未渡不動産	716	5,199		
有形固定資産	791,360	795,958	特別会計繰戻未済金	3,451	3,446		
国有財産(公共用財産を除く)	787,035	793,847					
土地	558,011	553,250	負債合計	574,290	575,028		
立木竹	1,002	1,018	<資産・負債差額の部>				
建物	151,135	159,764					
工作物	67,421	73,983	資産・負債差額	413,489	411,718		
建設仮勘定	9,464	5,830					
物品	4,325	2,110					
無形固定資産	2,720	2,615					
資産合計	987,779	986,747	負債及び資産・負債差額合計	987,779	986,747		

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前 会 計 年 度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日	本 会 計 年 度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日
人件費	220,178	216,570
賞与引当金繰入額	10,710	15,874
退職給付引当金繰入額	8,661	9,008
司法修習手当等	5,955	6,429
庁費等	19,562	20,813
裁判費	10,133	10,940
その他経費	16,385	18,951
減価償却費	14,968	16,354
貸倒引当金繰入額	41	57
資産処分損益	1,734	1,179
本年度業務費用合計	308,327	316,175

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前 会 計 年 度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日	本 会 計 年 度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	427,234	413,489
II 本年度業務費用合計	△ 308,327	△ 316,175
III 財源		
主管の財源	21,187	15,932
配賦財源	292,734	299,214
IV 無償所管換等	△ 19,339	△ 742
V 資産評価差額	-	-
VI その他の資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	413,489	411,718

区分別収支計算書

(単位:百万円)

	前 会 計 年 度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日	本 会 計 年 度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	21,103	15,730
配賦財源	292,734	299,214
財源合計	313,837	314,944
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 248,252	△ 245,644
庁費等の支出	△ 12,712	△ 14,960
司法修習生手当等の支出	△ 6,017	△ 6,496
委員手当等の支出	△ 11,249	△ 12,066
裁判費の支出	△ 21,200	△ 22,523
産業投資特別会計社会資本整備 勘定へ繰入	—	△ 5
その他の支出	△ 2,384	△ 2,370
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 301,814	△ 304,068
(2) 施設整備支出		
立木竹, 建物, 工作物に係る支出	△ 6,145	△ 6,834
建設仮勘定に係る支出	△ 5,874	△ 4,040
施設整備支出合計	△ 12,019	△ 10,875
業務支出合計	△ 313,837	△ 314,944
業務収支	—	—
本年度収支	—	—
翌年度歳入繰入	—	—
その他歳計外現金・預金本年度末残高	187,038	187,505
本年度末現金・預金残高	187,038	187,505

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

ア 建物及び工作物

定率法による減価償却を行っている。

イ 物品

定額法による減価償却を行っている。

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

ソフトウェアについて、簡便的に、利用可能期間の開発費等の累計を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、過去3年間の債権の不能欠損実績に基づいて回収不能見込額を計上している。

イ 賞与引当金

賞与引当金については、職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当該年度に帰属する額を下記の計算方法により計上している。

期末手当＝翌年度期末手当予算額×6月期支給割合／年間支給割合×4／6

勤労手当＝翌年度勤労手当予算額×6月期支給割合／年間支給割合×4／6

ウ 退職給付引当金

(ア) 退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため、期末自己都合要支給額を下記の計算方法により計上している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給月額×自己都合退職手当支給率

(イ) 国家公務員災害補償年金

遺族補償年金の支払に備えるため、支給率×平均給与×割引率を乗じて算出し計上している。

2 重要な会計方針の変更

(1) 従来、物品については、減価償却を行っていなかったが、本年度より、定額法により減価償却を行った。ただし、物品の14年度末残高の計数の修正は、行ってないため、今までの減価償却額については、業務計算書で整理した。

(2) 本年度より、制作途中のソフトウェアについて、無形固定資産の仮勘定として計上している。ただし、ソフトウェアの14年度末残高の計数の修正は行ってないため、15年度に合算して計上した。

(3) 従来、貸倒引当金については、増加額方式を採用していたが、本年度よりこれを採用せず、貸倒引当金繰入額にまとめて表示した。

3 偶発債務等

損害賠償請求事件等により、係争中の事件が98件（1,543百万円）ある。その内訳の概略は、次のとおりである。

(1) 民事・行政事件等に起因するものとして、主に裁判官、書記官及び執行官等の職務行為における違法を主張するものなどが65件（1,094百万円）

(2) 刑事・少年事件等に起因するものとして、主に裁判官の令状処分等について違法等を主張するものなどが25件（359百万円）

(3) 家事事件等に起因するものが7件（89百万円）

(4) 裁判所の営造物の設置管理の瑕疵を主張しているものが1件（1百万円）

4 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越

裁判所施設費

2,832百万円

(2) 国庫債務行為負担による負担額

国庫債務負担行為による翌年度以降債務負担額

6,237百万円

5 追加情報

(1) 合算する特別会計の有無

裁判所一般会計においては、連結する特別会計は無く、一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となる。

(2) 出納整理期間

裁判所一般会計においては、出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

6 各財務書類における表示科目の内容

(1) 貸借対照表

「現金・預金」には、裁判等の当事者が手続費用等として裁判所に納めている保管金の残高を計上している。

「未収金」には、裁判所所管一般会計の債権額を計上している。

「前払費用」には、自動車損害賠償責任保険料の次年度以降にかかる保険料部分を計上している。

「その他の債権等」には、特定国有財産整備特別会計への前渡不動産を計上している。

「貸倒引当金」には、債権総額のうち、翌年度末において不納欠損として整理された過去3年間の実績に基づき算出した額を計上している。

「土地、立木竹」には、非償却資産については、国有財産台帳価格を計上している。

「建物、工作物」には、償却資産については、国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価額を計上している。

「建設仮勘定」には、建設中の固定資産に係る支出について計上している。

「物品」には、減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上している。

「無形固定資産」には、著作権、電話加入権、ソフトウェア及び制作途中のソフトウェアを計上している。

著作権については、国有財産台帳価格を、電話加入権については、電話加入権の権利数に加入権の価格を乗じた価額を、ソフトウェアについては、5年間の開発費の累計を資産価額として、減価償却費相当額を控除した後の価額を計上している。

「未払金」には、児童手当及び公務災害補償費の未払分を計上している。

「保管金等」には、裁判等の当事者が手続費用等として裁判所に納めている保管金の残高を計上している。

「賞与引当金」には、職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を計上している。

「退職給付引当金」には、退職手当に係る退職給付引当金、国家公務員共済年金のうち整理資源の将来給付見込額の割引現在価値額及び遺族補償年金の将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

「その他の債務等」には、特定国有財産整備特別会計への未渡不動産及び産業投資特別会計への繰戻未済金を計上している。

(2) 業務費用計算書

「人件費」には、決算書コード番号の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの及び決算書のコード番号の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金、基礎年金国家公務員共済組合負担金の支出済歳出額について、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったうえ計上している。

「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち

ち当該年度に帰属する部分を計上している。

「退職給付引当金繰入額」には、当該年度に帰属する部分及び引当金等の発生主義に基づき調整を行ったうえ差額補充法により計上している。

「司法修習手当等」には、司法修習生手当及び司法修習生旅費を計上している。

「庁費等」には、決算書のコード番号の使途別分類が「物件費」及び決算書のコード番号の使途別分類の「施設費」の支出済歳出額のうち資産計上されないものを計上している。

「裁判費」には、(項)裁判費の支出済歳出額のうち、「庁費等」及び「その他経費」に計上されるもの以外のものを計上している。

「その他経費」には、決算書のコード番号の使途別分類の「人件費」のうちの委員手当の支出済歳出額、使途別分類「旅費」及び「その他」の支出済歳出額を計上している。

「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却額を計上している。

「貸倒引当金繰入額」には、過去3年間の実績に基づいて計算された前年度末残高と本年度末残高との差額及び債権の不納欠損額の合計を計上している。

「資産処分損益」には、有形固定資産の売却、除去に伴い生じた損益を計上している。

(3) 資産・負債差額増減計算書

「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

「本年度業務費用合計」には、業務費計算書の計算結果である「本年度業務費用合計」の額を計上している。

「主管の財源」には、主管歳入の徴収決定済額のうち、当該年度に調査決定を行った額を計上している。

「配賦財源」には、裁判所所管支出済歳出額と裁判所主管収納済歳入額との差額を計上している。

「無償所管換等」には、他省庁との有形固定資産の無償所管替、産業投資特別会計への繰戻金及び特定国有財産整備特別会計への見返不動産を計上している。

(4) 区分別収支計算書

「主管の収納済歳入額」裁判所主管収納済歳入額を計上している。

「配賦財源」には、裁判所所管支出済歳出額と裁判所主管収納済歳入額との差額を計上している。

「人件費」には、職員基本給及び職員諸手当等、非常勤職員の手当、国家公務員共済組合負担金及び基礎年金国家公務員共済負担金の支出済歳出額を計上している。

「庁費等の支出」には、物件費(いわゆる裁判事務処理に必要な経費である(項)裁判費に係るものは除く。)や施設費等の支出済歳出額を計上している。

「司法修習生手当等の支出」には、司法修習生手当、司法修習生旅費及び司法修習生研修委託費の支出済歳出額を計上している。

「委員手当等の支出」には、委員手当及び委員等旅費(いわゆる裁判事務処理に

必要な経費である（項）裁判費に係るものは除く。）の支出済歳出額を計上している。

「裁判費の支出」には、いわゆる裁判事務処理に必要な経費である（項）裁判費の支出済歳出額を計上している。

「産業投資特別会計社会資本整備勘定へ繰入」には、改革推進公共投資事業清算金として、同勘定へ繰り入れた支出済歳出額を計上している。

「その他の支出」には、旅費や諸謝金等の支出済歳出額を計上している。

「施設整備支出」には、有形固定資産（物品を除く。）の計上に繋がる支出を計上している。

7 その他裁判所の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- (1) 金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。
- (2) 100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(単位:百万円)

(1)資産項目の明細

ア 未収金の明細

内 容	相 手 先	本年度末残高
費用弁償金債権等	個人等	521

イ その他債権等の明細

債権の種類	相手先	本年度末残高
前渡不動産	特定国有財産 整備特別会計	193

ウ 固定資産の明細

区分	前年度末残高	本年度増加 額	本年度減少 額	本年度減価 償却額	評価差額(本 年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	558,011	1,248	6,009	-	-	553,250
立木竹	1,002	38	22	-	-	1,018
建物	151,135	16,363	735	6,999	-	159,764
工作物	67,421	13,109	530	6,017	-	73,983
建設仮勘定	9,464	4,040	7,674	-	-	5,830
物品	4,325	667	182	2,700	-	2,110
(計)	791,362	35,468	15,155	15,717	-	795,958
(無形固定資産)						
著作権	12	2	-	-	-	15
電話加入権等	520	-	-	-	-	520
ソフトウェア	2,183	365	-	637	-	1,911
仮勘定	4	165	-	-	-	169
(計)	2,720	532	-	637	-	2,615

(2)負債項目の明細

ア 未払金の明細

内 容	相 手 先	本年度末残高
公務災害補償費	該当職員	6
児童手当	該当職員	30
合計		36

イ 保管金等の明細

内 容	相 手 先	本年度末残高
保管金	事件当事者等	187,505

ウ その他債務等の明細

債務の種類	相手先	本年度末残高
未渡不動産	特定国有財産 整備特別会計	5,199
特別会計繰戻未済金	産業投資特別 会計社会資本 整備勘定	3,446
合計		8,646

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(単位:百万円)

	(組織)裁判所	(組織)検察審査会	合計
人件費	211,415	5,155	216,570
賞与引当金繰入額	15,426	448	15,874
退職給付引当金繰入額	9,008	-	9,008
司法修習手当等	6,429	-	6,429
庁費等	20,690	123	20,813
裁判費	10,940	-	10,940
その他経費	18,951	-	18,951
減価償却費	16,354	-	16,354
貸倒引当金繰入額	57	-	57
資産処分損益	1,179	-	1,179
本年度業務費用合計	310,449	5,726	316,175

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(単位:百万円)

主管財源の明細

款・項	徴収決定済額
国有財産利用収入	754
国有財産貸付収入	747
国有財産使用収入	7
諸収入	15,177
許可及手数料	178
懲罰及没収金	71
弁償及返納金	257
物品売払収入	15
雑入	14,654
裁判所主管計	15,932

無償所管換等の明細

内容	相手先	金額	所管換等の理由
(その他の債権等)			
前渡不動産の異動額	財務省(特定国有財産整備特別会計)	△ 6,072	本年度前渡不動産計上額と昨年度前渡不動産計上額の差額
(小計)		△ 6,072	
(有形固定資産)			
財産の無償所管換等(受)	財務省(一般会計)	3	財務省所管財産を裁判所において使用するため
〃	財務省(特定国有財産整備特別会計)	14,783	特定国有財産整備計画に基づき特定国有財産整備特別会計から財産を取得したため
〃	財務省(一般会計)	34	財務省所管財産を裁判所において使用するため
財産の無償所管換等(渡)	財務省(一般会計)	△ 3,830	裁判所における使用をやめたため、国有財産総務部局たる財務省へ所管を移すため
〃	財務省(特定国有財産整備特別会計)	△ 932	特定国有財産整備計画における処分財産につき特定国有財産整備特別会計に所管を移すため
〃	財務省(一般会計)	△ 60	裁判所所管財産を財務省において使用するため
交換による差額		△ 8	裁判所所管財産を地方公共団体所管財産と交換したことによる差額
公共物へ編入		△ 12	工作物を公共物へ編入したことにより裁判所所管財産が減少したため
実測と帳簿の差額		△ 172	国有財産台帳上の財産の数量を実測に基づく財産の数量に修正したことによる差額
(小計)		9,804	
(無形固定資産)			
創作		2	裁判所が権利者である著作につき、新規に国有財産として計上したもの
(小計)		2	
(その他の債務等)			
未渡不動産の異動額	財務省(特定国有財産整備特別会計)	△ 4,482	本年度未渡不動産計上額と昨年度未渡不動産計上額の差額
特別会計繰戻未済金	財務省(産業投資特別会計 社会資本整備勘定)	5	本年度特別会計繰戻未済金と昨年度特別会計繰戻未済金の差額
(小計)		△ 4,477	
合計		△ 742	

財 源 の 明 細

款 ・ 項	収納済歳入額
国有財産利用収入	754
国有財産貸付収入	747
国有財産使用収入	7
諸収入	14,975
許可及手数料	178
懲罰及没収金	71
弁償及返納金	62
物品売払収入	15
雑入	14,647
裁 判 所 主 管 計	15,730

その他歳計外現金・預金の増減明細

	金 額
前年度末残高	187,038
本年度受入	1,686,601
本年度払い出し	1,686,134
本年度末残高	187,505

参考情報

1 機会費用

産業投資特別会計から改革推進公共投資事業の財源として無利子の財源として受け入れた受入金に係る機会費用は次のとおりです。

なお、算定利回りは、当該年度における10年利付国債利回りとなっております。

改革推進公共投資施設費

財源受入後の年度末残高	10年利付国債の利回り	機会費用
3,446百万円	× 1.435%	= 49百万円

公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されております。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示しております。

1 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び該年度の利払費は以下のとおりです。

・ 会計年度末の公債残高	4,388,115億円
・ 当該年度に発行した公債額	353,449億円
・ 当該年度の利払費	72,843億円

2 財務省において計上されている1の計数を各省庁の一般会計の資産額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、裁判所に配分される額は以下のとおりです。

・ 会計年度末の公債残高のうち裁判所配分額	21,607億円
・ 当該年度に発行した公債額のうち裁判所配分額	1,567億円
・ 当該年度の利払費のうち裁判所配分額	365億円

3 財務省において計上されている1の計数を各省庁の資産・負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、裁判所に配分される額は以下のとおりです。

・ 会計年度末の公債残高のうち裁判所配分額	16,578億円
・ 当該年度に発行した公債額のうち裁判所配分額	1,567億円
・ 当該年度の利払費のうち裁判所配分額	276億円